

## 報告 4

町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の変更に係る専決  
処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告します。

令和3年3月2日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専 決 処 分 書

令和2年9月15日議会において議決された町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

### 記

- 1 契約の目的 町道ニュータウン中央線舗装補修工事
- 2 契約金額 「81,290,000円」を  
「83,949,800円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市宝町4番30号  
株式会社 星野組  
代表取締役 星野 憲司
- 4 変更の理由 現地調査の結果、改良路盤厚に変更が生じたことにより増額となった。

令和3年2月8日

長与町長 吉 田 慎

